

事務連絡
令和6年9月27日

各
〔都道府県
指定都市
児童相談所設置市〕
児童福祉主管課 御中

各
〔都道府県
指定都市
児童相談所設置市〕
社会福祉統計主管課 御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課
厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室

令和4年度福祉行政報告例の訂正報告等の結果等について

福祉行政報告例につきましては、平素から特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

福祉行政報告例に関しては、「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について（依頼）」（令和6年1月26日付けこ支虐第23号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、政統総発0126第3号厚生労働省政策統括官付参事官通知）において、各都道府県等に対して令和4年度福祉行政報告例の訂正報告等をお願いしたところですが、9月24日付けにて、令和4年度福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の結果が公表されましたのでお知らせいたします。

また、令和6年1月に依頼した調査「福祉行政報告例の再提出の有無等について」の結果については、別紙のとおりとりまとまったところ、令和3年度以前の調査報告表について、「令和3年度以前も記入要領通りに報告できていなかった年がある」と回答している自治体が複数ありました。そのため、その詳細について把握するため、令和3年度以前の福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の結果表の訂正について、令和5年度分の作業終了後にこども家庭庁及び厚生労働省から地方自治体に対し、改めてアンケートを行うことを予定しております。

各都道府県等におかれては、児童相談所及び市町村への記入要領、解説書及び質疑応答集の周知を徹底するなどの再発防止に努め、引き続き適切な報告にご尽力いただきますようお願いいたします。

<令和4年度福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の結果について>

以下の厚生労働省HPに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>

【照会先】

- 別紙（令和6年1月実施調査（「福祉行政報告例の再提出の有無等について」）調査結果の概要）について
こども家庭庁支援局虐待防止対策課児童相談係 TEL：03-6859-0112
- 福祉行政報告例全般について
厚生労働省政策統括官付行政報告統計室 TEL：03-3595-2919

こども家庭庁において作成した資料

令和6年1月実施調査（「福祉行政報告例の再提出の有無等について」）
調査結果の概要

【調査の趣旨】

こども家庭庁及び厚生労働省から各都道府県・指定都市・児童相談所設置市（以下「都道府県等」とする。）に対し令和5年11月に依頼した令和4年度報告分に係る各都道府県等における福祉行政報告例（児童相談所関係及び市町村虐待対応関係報告表）の集計方法等に関する調査の結果、「記入要領どおりに報告できていない（可能性も含む。）」と回答のあった地方自治体があった。

このため、令和4年度調査に係る訂正の有無等について及び令和3年度以前の調査に係る再提出に関する実態把握について、こども家庭庁及び厚生労働省から各都道府県等に対し令和6年1月に回答を依頼したもの。

※本アンケートは令和6年1月調査時点での認識について回答されたものであるため、その後の更なる精査により、実際の訂正等の状況とは異なっている場合がある。

【調査の方法】

調査先：78自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

調査時期：令和6年1月～2月

＜参考＞

福祉行政報告例は、統計法に基づく一般統計として都道府県、指定都市及び中核市を対象に、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的として実施しているもの。調査事項は障害者総合支援関係、老人福祉関係、婦人保護関係、児童福祉関係、母子保健関係等多岐にわたる。

【令和4年度調査について】

※本アンケートは令和6年1月調査時点での認識について回答されたものであるため、令和4年度については、その後の更なる精査により、実際の訂正等の状況とは異なっている場合がある。

1. 報告表の再提出の有無

	回答数 (都道府県等)
(a) 記入要領どおりに報告しているため再提出の必要はない	18
(b) 記入要領どおりに報告できていない報告表があるため再提出する	60
43 表 児童相談経路別児童受付（児童相談所・市町村）	40
44 表 児童相談種類別児童受付（児童相談所・市町村）	54
45 表 児童相談種類別対応件数（児童相談所・市町村）	55
46 表 児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診断・指導・措置解除	7
47 表 一時保護児童（児童相談所）	18
48 表 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等	8
49 表 児童相談所における養護相談の理由別対応件数	27
49 表の2 市町村における養護相談の理由別対応件数	45
50 表 児童福祉施設・在所者	6
56 表 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	7
57 表 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童	8

※ 都道府県及び指定都市並びに児童相談所設置市に回答を求めているため、管内児童相談所・管内市町村のうち、記入要領通りに報告できていない児童相談所・市町村が1つでもある場合は、「再提出する」に含まれる。

2. (1. で(b)と答えた場合)「記入要領どおりに報告できていない」理由 (複数回答可)

	回答数
今までの慣例で報告していたため	34
記入要領が分かりにくかったため	49
記入要領どおりに報告すると、児童相談所及び市町村における対応実態が適切に報告できないため	12
その他	28 [※]

※ 「その他」の主な回答

- ・報告時点にはなかった「記入要領に関する解説書」及び「質疑応答集」が示されたため、記入要領から読み取れなかった内容を修正して、報告を行ったため。
- ・システムが記入要領に合っていなかったため。
- ・記入要領の誤解による入力誤りがあったため。

3. (1. で(b)と答えた場合) 再発防止策 (主な回答)

- ・児童相談所及び市町村への記入要領等の周知を徹底する。
- ・記入要領に一致していなかった項目について適切にシステムの修繕を行う。
- ・入力マニュアルを作成するなどして入力ミスをなくす体制をとる。
- ・計上に迷う場合は都度国に確認するなどして独自解釈が発生しないようにする。

【令和3年度調査以前について】

- ※1 令和3年度以前は、令和4年度について記入要領通りに作成できていると回答した18自治体と、令和4年度に児童相談所を設置した1自治体を除いて調査。
- ※2 特別区(7自治体)は令和3年度報告まで東京都の内数となっているため、以降の回答では東京都の内数としている。

1. 報告表作成に当たっての依頼先

	回答数
(a) 都道府県・指定都市・児童相談所設置市のみで作成	8
(b) 市区町村や児童相談所に依頼	44

※ 重複して回答のある場合は(b)へ計上。

2. 記入要領に沿った報告の実態等

1) 令和3年度以前の状況

	回答数
(a) 令和3年度以前は記入要領どおりに報告している	4
(b) 令和3年度以前も記入要領どおりに報告できていなかった年がある	48

※ 重複して回答のある場合は(b)へ計上。

2) (1)で(b)と回答した場合) 記入要領どおりに報告できていなかった年

	回答数
(a) 令和3年度調査から	0
(b) 令和2年度調査から	2
(c) 令和元年調査以前からで具体的な起点は不明	46

※ 重複して回答のある場合は(c)へ計上。

3. 令和3年度調査以前の報告表の保存状況

1) 都道府県・指定都市・児童相談所設置市が作成した報告表

①保存や保存期間に関する定めの有無

		回答数
保存期間に関する定め「あり」 (具体的な保存期間) ※重複して回答のある場合はより 長い保存期間に計上。	1年	1
	2年	0
	3年	7
	4年	0
	5年以上	38
保存期間に関する定め「なし」		5

※1 未回答の1自治体を除く。

※2 東京都の回答は、特別区も含めて、最も長い保存期間の回答に計上。

②現在保存中の報告表

(複数回答可)

	回答数
令和3年度分	49
令和2年度分	49
令和元年度分	48
平成30年度分	41
その他	15

※ 未回答の3自治体を除く。

2) 市区町村や児童相談所から提出を受けた報告表

①保存や保存期間に関する定めの有無

		回答数
保存期間に関する定め「あり」 (具体的な保存期間) ※重複して回答のある場合はより 長い保存期間に計上。	1年	1
	2年	0
	3年	5
	4年	0
	5年以上	35
保存期間に関する定め「なし」		3

※1 未回答の8自治体を除く。

※2 重複して回答のある場合は「あり」に計上。

※3 東京都の回答は、特別区も含めて、最も長い保存期間の回答に計上。

②現在保存中の報告表

(複数回答可)

	回答数
令和3年度分	44
令和2年度分	44
令和元年度分	42
平成30年度分	38
その他	13

※ 未回答の8自治体を除く。

4. 令和3年度以前の報告表の再提出の可否

1) 再作成の可能性

	回答数
(a)可能 (システム改修を要さない、又はシステムを用いていない)	17
(b)可能だが、システム改修が必要	5
(c)不可能	29

※1 未回答の1自治体を除く。

※2 複数の回答のある自治体について、(c)と重複している場合は(c)に、(a)と(b)が重複している場合は(b)に計上。

※3 東京都の回答は、特別区も含めて、上記※2の通り計上。

2) (4. 1)で(a)と答えた場合) システム改修をせずに作成可能な報告表 (複数回答可)

	回答数
令和3年度分	16
令和2年度分	14
令和元年度分	12
平成30年度分	7
その他	2

3) (4. 1)で(b)と答えた場合) システム改修に要するおおよその期間

	回答数
1か月	1
2か月	0
3か月	0
4か月	0
5か月以上	0
その他	4

- 4) (4. 1) で(b)と答えた場合) システム改修に要するおおよその費用 (通常の改修分を含まない)

	回答数
1～9 万円	1
10～99 万円	0
100～199 万円	0
200～499 万円	0
500 万円以上	1
その他	3

- 5) (4. 1) で(c)と答えた場合) 再作成「不可能」の理由 (複数回答可)

	回答数
システムから出力された数値を変更して報告表を作成しており、変更の根拠となる業務記録がない	9
システムは用いていないが、報告の根拠となる業務記録がない	12
業務記録は存在するが、市町村別や児童相談所別の当時の報告表(集計)を復元しようとしても、詳細なマニュアルが残されていない	11
その他	17*

※ 「その他」の主な回答

- ・ システム管理されていない情報があり、保存されている紙の業務記録の手作業での集計や、当時の担当職員への聞き取りが必要となり、膨大な作業が生じる上に正確性を担保できないため。
- ・ システム管理されている情報について、改めて業務記録や会議の議事録を確認し、精査する必要があるため、膨大な作業が生じ、通常業務へ支障が生じるため。